

被災者支援に関する 各種制度の概要

（令和8年熊本地震関連）

※本内容は、令和8年8月6日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

八代市

目次

被災者対応

災害相談窓口	1
災害ごみの受入れ.....	2
ホテル等への避難.....	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼	5

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行	6
-------------------	---

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	7
--	---

公共料金の減免措置等

NHK受信料の免除.....	8
----------------	---

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	9
住宅の応急修理(8月下旬受付開始予定)	10

事業経営・農林漁業への支援

農地災害復旧事業	11
----------------	----

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎1階会議室C】 住所：八代市松江城町1-25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	災害相談窓口 TEL：33-4452

制度の名称	災害ごみの受入れ																		
支援の種類	サービス等																		
制度の内容	令和8年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町3丁目1番）・ 12月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 ※受入時間 午前： 9時～11時30分 午後： 13時～16時 ※8/10（月）から新たに鏡支所にも仮置場を開設します。 ＜受入品目＞ <table border="1"> <tr> <td>ガラス・陶磁器くず</td><td>コンクリートがら</td><td>瓦</td><td>木くず</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>家具類（※1）</td><td>たたみ</td><td>布団類</td></tr> <tr> <td>小型家電</td><td>家電リサイクル4品目（※2）</td><td>金属くず</td><td>石膏ボード</td></tr> <tr> <td>スレート</td><td>サイディング</td><td></td><td></td></tr> </table> （※1）タンス等の中は空にしてください。 （※2）4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。 ※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。			ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング		
ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず																
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類																
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード																
スレート	サイディング																		
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方																		
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、八代市で発生した地震に伴う災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・身分証（免許証・マイナンバー等）をご提示ください。（身分証は記録させていただきます。） ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） （1）災害ごみ発生の世帯住所 （2）処理を委任した人の氏名 （3）委任者と搬入者の関係（親類、ボランティア等）																		
お問い合わせ先	循環社会推進課（エコイトやつしろ） Tel：34-1997																		

制度の名称	ホテル等への避難
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県において「ホテル等への避難」が実施されます。 <u>1. 避難先</u> 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 <u>2. 費用</u> ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税、その他宿泊に伴い個人で必要となる費用は、自己負担となります。 <u>3. 移動</u> ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 <u>4. 期間</u> 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 <u>5. 申込フォーム</u> 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。 
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようにお願いします。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問い合わせ先	熊本県観光振興課 八代市健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援	
支援の種類	サービス等	
制度の内容	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。 ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。 ・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。 ・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。 【実施施設（協力施設）】 8月4日現在 ① <u>日奈久温泉センター ばんぺい湯</u> 日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 1 階本湯のみ温泉を無料開放 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 入浴制限：1 人 20 分まで 休館日は、施設のホームページでご確認ください ② <u>坂本憩いの家 元湯</u> 坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日 ③ <u>市外の実施施設（協力施設）</u>はこちらでご確認ください。 熊本県ホームページ→ 	
活用できる方	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方	
注意事項	利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。 市ホームページ→ 	
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003	

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っていきます。 災害ボランティアセンターを開設し、活動開始に向けて活動拠点設置（鏡総合グラウンド）の準備しています。 災害ボランティアセンターホームページ →  【災害ボランティア派遣を希望される方】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 ※専門的な技術を要することや危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：9時～16時 受付電話：080-5065-9461 080-5065-9219 080-5066-9189 080-5068-9506 【ボランティア募集について】 ・現在、「拠点設置の準備」及び「被災者のニーズ調査」を優先して準備をすすめています。 ・ボランティアの受け入れについては、準備が整い次第発信していきますので、もう暫くお待ちください。
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	—
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター ・八代市社会福祉協議会 TEL：0965-62-8228

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行
支援の種類	証明書
制度の内容	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 窓口での申請受付に先立ち、【オンライン申請】を開始いたします。 【オンライン申請】 開始予定：令和8年8月3日（月曜日）13時～  （申請フォーム）  （ホームページ記事） ※オンライン申請が困難な方に対しては、【窓口申請】と併せて必要な支援を行う予定です。 【窓口申請】 開始準備中：令和8年8月10日（月曜日）を目途に開始できるよう、準備を進めています。 開設予定窓口：本庁、各支所、日奈久出張所 ※本庁会場については、他の会場へ変更となる可能性があります。 ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます
支援の種類	介護保険、医療
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 ○水俣病関係手帳 など
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者
注意事項	—
お問い合わせ先	<介護サービス利用> 介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145 <医療機関受診> 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113

公共料金の減免措置等

制度の名称	N H K 受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 ＜災害救助法が適用されている区域＞ 八代市全域 ＜免除の対象＞ 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 ＜免除期間＞ 令和8年7月から令和8年8月まで（2か月間） ＜申請の手続き＞ ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※NHK のホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ ＜申請書類のお送り先＞ 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 〈条件〉 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯 月額 5万5千円以内 2人の世帯 月額 6万5千円以内 3～4人の世帯 月額 9万5千円以内 5人以上の世帯 月額 13万円以内 〈入居期間〉 最長2年間
活用できる方	令和8年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （1）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （2）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・ 賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・ 駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ＜既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ＞ ・ 7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理（８月下旬受付開始予定）						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 <費用の限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 75万7千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 36万7千円</td></tr> </tbody> </table> <必要書類(予定)> ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第１号） ・住宅の被害状況に関する申出書（様式第１号の２） ・資力に関する申出書（様式第２号） ・修理見積書（様式第３号） ・り災証明書（写） ・施工前の被害状況がわかる写真 等	被害認定	限度額	全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円	準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円
被害認定	限度額						
全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円						
活用できる方	り災証明の区分で「全壊（※１）」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 （※１）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。						
注意事項	・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 ・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。 ・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が１か月を超える場合は、修理完了までの間、原則６か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。						
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎５階） TEL：33-4401						

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	農地災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が４０万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：５０％※注 申請者負担：５０％ ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	—
お問い合わせ先	農地整備課（本庁舎４階） TEL：33-4118 各支所産業建設課（坂本）TEL：45-2290 （鏡）TEL：52-7820 （千丁）TEL：46-1104 （東陽）TEL：65-2114 （泉）TEL：67-2112